

《開催日時》平成 18 年 6 月 27 日(火) 10:00~12:00

《場 所》岸和田市役所 別館 3 階会議室

《協議事項》第 2 回都市景観賞のスケジュール確認、募集及び選考等について

## 《内 容》

### ○意見

(委) 一般公募物件について、事務局側の建築確認申請の確認作業は問題ないか。

(事) 建築確認申請の確認については、データ管理されているようなので問題ないが、図面等の資料までは探せないだろう。

(委) 所有者の了解はいつ時点で取るのか。

(事) 募集当初からの了解は得ない予定である。選考後に受賞の了解を得るようにしたい。

(委) 写真を事務局が撮るのも一長一短がある。写真の技術等を均等にすると効果がある反面、一部の応募者からの不満もあるかもしれない。

(委) 物件の現場調査も実施できないか。

(事) ある程度物件を絞り込んだ時点で、現場調査を実施したい。

(事) 一般公募物件と大規模建築物等届出物件については、それぞれ性質やプロセスが異なるため、選考スケジュールも分けて進めていきたい。

(委) 一般公募物件と大規模建築物等届出物件については、それぞれ性質が異なる。特に大規模建築物等届出物件はこれまでデザイン委員会で協議された経過もあるが、広い視点を持って、この選考委員会で判断されるべきである。市民に対しては各部門の主旨を明確にしていく必要がある。

(委) 景観法では強制的な部分がある。しかし、環境デザイン委員会での取り組みは、お互いの話し合いの中で景観向上の推進を図っていくものである。言わば景観行政の根本的な考え方に関わるものであり、整理していくことは大切である。

(委) 大規模建築物等届出物件の対象物件外で、ワーキングまでの協議物件でも、評価されるべきものがあるように思う。

(事) もう一度整理し、対象となりそうなものは抽出する。

(委) 第 1 回都市景観賞で対象となったもので、受賞しなかったものも今回対象にしてはどうか。

(事) 「岸和田市都市景観賞表彰実施要領」に、過去に選考の対象となったものは除外すると定めている。また、これを残していくと対象物件が限りなく増えてくる。一般公募物件を 5 年以内と定めていることもあり、バランス上、過去に選考の対象となったものは除外する。

(委) 大規模建築物等の届出がなされ、今回大規模の選考対象とならないものも一般公募の対象となりうるのか。

(事) なりうる。また今回市民むけには一般公募のみのお知らせとなるので、大規模建築物等届出部門の対象物件が応募される可能性もある。それはそれでこれまでの大規模建築物等届出制度の成果と考えられ、喜ばしいことではないだろうか。

(委) いずれにせよたくさん物件を見たい。

(事) そういう意味で当初の応募から狭き門としたくない。

(委) 写真の撮り方についても最低限の2、3枚だけでなく、ディテールも含め、今後事例集等を作成するつもりで多めに撮影されることをアドバイスしておく。CDで写真集を作成されたい。

(委) 物件の立地状況を把握するため、調査票に2千5百分の1の位置図を追加して欲しい。

(委) 一般公募のお知らせについては、公報、市ホームページ、建築士会、建築学会、建築家協会、都市計画学会などを用いてはどうか。

(委) まちなみ、風景ではなく、特定の開発者が存在する、まとまった建築物群を評価できないものか。

#### ○まとめ

- ・上記の主旨に則り、大規模建築物等届出部門の物件リストアップ及び調査票作成を進める。
- ・上記の主旨に則り、一般公募部門の物件募集作業を進める。

#### ○その他

- ・次回選考委員会（第2回）は、10月31日（火）13:00~に開催する。
  - ※当日、大規模建築物等届出部門の選考対象物件について現地調査を行なう。
  - ※事前に大規模建築物等届出部門の選考対象物件の調査票を各委員に届けておく。

(以 上)